佐賀県告示第 236 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和7年11月7日から同年12月8日まで佐賀 県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津北波多 線	唐津市重河内字上河内 905 番 6 地先から 唐津市重河内字薗田 610 番 1 地先まで	令和7.11.10